

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人晃樹会（以下「本苑」という。）の定款第21条の規定に基づき役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 毎週開催している定例経営会議及び臨時経営会議に出席している理事長に対して、別表1の報酬を支給する。

(2) 役員等が、その職務の為に、理事会、評議員会及び監査等に出席したときは、別紙2の報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等は、その職務の為に、理事会、評議員会及び監査に出席したときには、別紙3により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合は、「旅費規程」に基づき、旅費を支給することが出来る。この場合、前項の費用弁償は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本苑は、この規程にもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別紙1 理事長の報酬の額

役職	報酬月額	年間総額
理事長	100,000円	1,200,000円

別紙2 役員の報酬の額

役職	報酬日額	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事	10,000円	50,000円	300,000円
監事	10,000円	50,000円	150,000円

別紙3 費用弁償の額

日額 3,000円